

1. 市民支援に向けた新型コロナウイルス対策の支援一覧表（国・県・市）

| 分類 | 内容 | 主な支援 | 問合せ先 | 電話番号 | 所管 |
|----------|----------------|---|--------------------------|--------------|-------|
| 国県一離職の皆様 | 住居確保・就労支援 | 離職や廃業、または勤務先のやむを得ない休業等により、住居を喪失するおそれのある方に、家賃相当分（上限あり）の給付金を支給するとともに、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。 | 下田市社会福祉協議会 | 22-3294 | 福祉事務所 |
| 国県一相談 | 生活困窮相談 | 生活困窮者自立相談を行っています。（要件に該当する方には生活福祉資金貸付制度の案内をしています。） | 下田市社会福祉協議会 | 22-3294 | |
| 国県一その他 | 子育て世帯への臨時特別給付金 | 子育て世帯に関して、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、その対象児童一人あたり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する。 | 福祉事務所 【西館1階 窓口⑥】 | 22-2216 | |
| 市一離職の皆様 | 国民健康保険税の軽減 | 非自発的失業者の国保税の軽減について 企業の倒産や解雇などによって失業された方（非自発的失業者）の国保税の軽減措置があります。 | 市民保健課国保年金係 【西館1階 窓口③】 | 22-3922 | 市民保健課 |
| 国県一離職の皆様 | 国民年金保険料の免除 | 国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、所得に応じて保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。離職票等があれば、該当する方の所得を0円として審査します。 | 市民保健課国保年金係 【西館1階 窓口③】 | 22-3922 | |
| 国県一その他 | 国民健康保険保険傷病手当金 | 新型コロナウイルス感染症に感染した時、又は発熱等の症状があり感染が疑われ、労務に服することができなくなった場合、労務に服することができなくなった日から3日を経過した日から傷病手当金（日額の2/3）を支給するもの。 | 市民保健課国保年金係 【西館1階 窓口③】 | 22-3922 | |
| 国県一その他 | 後期高齢者医療保険傷病手当金 | 新型コロナウイルス感染症に感染した時、又は発熱等の症状があり感染が疑われ、労務に服することができなくなった場合、労務に服することができなくなった日から3日を経過した日から傷病手当金（日額の2/3）を支給するもの。 | 市民保健課 【西館1階 窓口③】 | 22-3922 | |
| 国県一その他 | 年金等の差止めの中 止 | 年金受給権者等から年金受給に必要な届出がなかったとしても、やむを得ない理由として年金及び年金生活者支援給付金の差止めを行わない。（令和2年2月末日が指定期限日となる者から適用） | 三島年金事務所 お客様相談室 | 055-973-1728 | |
| 市一その他 | 転出手続きの郵送対応 | お引越に必要「転出届」は、市役所窓口への提出が原則でしたが、緊急措置として郵送でも提出できることとします。また、転入届についても14日以内の提出が義務付けられていますが、これを過ぎても罰則の対象としないこととします（郵送用転出届はHPからダウンロード可） | 市民保健課市民係 【西館1階 窓口②】 | 22-2215 | |
| 市一その他 | 要介護認定の取扱い | 新型コロナウイルス感染症対応のため、介護保険施設や病院等において、入所者との面会が困難で要介護認定に必要な認定調査が困難な場合、当該被保険者の要介護認定の有効期間については、従来の期間に新たに12か月までの範囲内で市町が定める期間を合算する。 | 市民保健課介護保険係 【西館1階 窓口④】 | 22-2077 | |
| 国県一その他 | 特別定額給付金 | 住民基本台帳（R2.4.27現在）に記載されている方を対象に、1人につき10万円をその世帯主に対して支給します。下田市では5月中頃までに世帯主宛に申請書を郵送する準備を進めています。 | 総務課 ※特別窓口設置予定 | 22-2212 | 総務課 |
| 市一保護者の皆様 | 就学援助制度 | 経済的理由により、お子様の小・中学校での学習が妨げられることがないよう、お困りの方に対して給食費や学用品費等の経費の一部を援助しています。 | 下田市教育委員会学校教育課学校教育係 | 23-3929 | 学校教育課 |

※令和2年5月13日現在の内容で作成しています。今後、国県の政策により追加・変更される場合があります。

※上記はあくまでも一例です。詳細については、担当課へ直接お問合せください。

2. 事業者支援に向けた新型コロナウイルス対策の支援一覧表（国・県・市）

| 分類 | 内容 | 主な支援 | 問合せ先 | 電話番号 | 所管 |
|--------|--------------------|--|--|--------------|-------|
| 市－その他 | 新型コロナウイルス感染拡大防止協力金 | 休業要請にご協力いただいた事業者及び感染拡大防止にご協力いただいた事業者に対して協力金を交付します。 【休業要請期間】令和2年4月24日(金)から令和2年5月6日(水) 【交付対象期間】令和2年4月29日(水)から令和2年5月6日(水) 【交付対象業種】宿泊業・飲食業・観光施設・遊漁船業・マリンスポーツ業 ※令和2年4月28日時点で営業実態がある事業者 ※県協力金の補助対象者を除く ※飲食店については、営業許可証の営業の種類が「飲食店営業」及び「喫茶店営業」で、店内飲食が可能な店舗を営業しているもの。 【交付対象者】対象業種に該当する中小企業及び個人事業主であり、市の休業要請に協力し、市が指定する期間(令和2年4月29日から令和2年5月6日)の間、休業する者 【休業要請協力金】一事業者あたり20万円 【申請受付期間】令和2年5月11日(月)から令和2年6月30日(火) ※詳細は市HP（下記URL）にアップロードしています。 https://www.city.shimoda.shizuoka.jp/category/information_on_coronavirus_disease/147543.html | 下田市産業振興課 | 0558-22-3914 | 産業振興課 |
| 国県－相談 | 宿泊事業者向け特別相談窓口の設置 | 宿泊事業者等の状況や要望をお聞きした上で、活用可能な支援策の紹介や経済産業局・都道府県労働局等と連携した支援を案内します。 | 中部運輸局観光部観光企画課 | 052-952-8045 | 観光交流課 |
| 国県－その他 | 経済変動対策貸付の利子補給 | 売上げ減少や資金繰り悪化等の影響を受けている事業者に対し、1事業者あたり8,000万円を限度に運転資金や設備資金を融資する「静岡県経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」について、活用した事業者に対し、県利子補給に加え、下田市も1.3-1.4%の利子補給を行い、実質無利子で借り受けできるようにする予定です。 ※経済変動対策貸付の申請は、市内の金融機関に対し行うものです。 | 市内の各金融機関 (利子補給については産業振興課地域経済促進係【本館2階】まで) | 市内の各金融機関 | |
| 国県－その他 | 経営相談窓口の開設 | 中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関1,050拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応。 | 日本政策金融公庫沼津支店 国民生活事業 | 055-931-5281 | |
| 国県－その他 | 国民健康保険保険傷病手当金 | 新型コロナウイルス感染症に感染した時、又は発熱等の症状があり感染が疑われ、労務に服することができなくなった場合、労務に服することができなくなった日から3日を経過した日から傷病手当金（日額の2/3）を支給するもの。 | 市民保健課国保年金係【西館1階 窓口③】 | 22-3922 | 産業振興課 |
| 国県－その他 | セーフティネット保証4号・5号 | 経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠（最大2.8億円）で補償の対象とする資金繰り融資制度。 ※セーフティネット保証の申請は信用保証協会及び金融機関あてになりますが、その手続には、市の認定が必要です。 | 静岡県信用保証協会沼津支店 (認定申請については産業振興課地域経済促進係【本館2階】まで) | 055-926-0100 | |
| 国県－その他 | 危機関連保証 | 全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種の事業者を対象に「危機関連保証」（100%保証）として、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠（2.8億円）を措置。 ※危機関連保証の申請は信用保証協会及び金融機関あてになりますが、その手続には、市の認定が必要です。 | 静岡県信用保証協会沼津支店 (認定申請については産業振興課地域経済促進係【本館2階】まで) | 055-926-0100 | |

※令和2年5月13日現在の内容で作成しています。今後、国県の政策により追加・変更される場合があります。

2. 事業者支援に向けた新型コロナウイルス対策の支援一覧表（国・県・市）

| | | | | | |
|--------|------------------------------------|--|---|--------------------------------|-------|
| 国県－その他 | 新型コロナウイルス感染症特別貸付 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化をきたしている方を対象に、信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施（措置期間は最長5年）。特別利子補給制度の併用により実質的な無利子化を実現予定（国の補正予算成立後） | 日本公庫事業資金相談ダイヤル | 0120-154-505 | 産業振興課 |
| 国県－その他 | セーフティネット貸付の要件緩和 | 経済的理由により、お子様の小・中学校での学習が妨げられることがないよう、お困りの方に対して給食費や学用品費等の経費の一部を援助しています。 | ①日本政策金融公庫沼津支店 国民生活事業 ②日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル | ①055-931-5281 ②0120-154-505 | |
| 国県－その他 | 生活衛生新型コロナウイルス | 生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来し、最近1カ月の売上高が前年同期と比較して5%以上減少した方などを対象に、貸付。特別利子補給制度を併用することで実質無利子化を実現予定。（国の補正予算成立後） | 日本公庫事業資金相談ダイヤル | 0120-154-505 | |
| 国県－その他 | 衛生環境激変対策特別貸付 | 感染症又は食中毒の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障をきたしている生活衛生関係事業者の経営の安定を図るための特別貸付制度。 | ①日本政策金融公庫沼津支店 国民生活事業 ②日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル | ①055-931-5281 ②0120-154-505 | |
| 国県－その他 | 雇用調整助成金 | 経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対し一時的に休業等を行い雇用の維持を図った場合に、休業手当や賃金等の一部を助成する。 新型コロナウイルス感染症の特例措置として、休業手当に対する助成率の引き上げ（中小企業4/5）、解雇等を行わない場合の助成率の上乗せ（中小企業9/10）、教育訓練を実施した場合の加算率の引き上げ（中小企業2,400円）等を実施。 | ハローワーク下田 | 0558-22-0288 | |
| 国県－その他 | 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援（事業者向け） | 新型コロナウイルスの感染防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う児童の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、労基法上の年次有給休暇とは別に有給休暇の取得をさせた企業に対し、休暇中に支払った賃金相当額の100%を支給する。 | 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター | 0120-60-3999 | |
| 国県－その他 | 小学校等の臨時休業に対応する保護者支援（委託を受けて仕事する方向け） | 新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもたちの健康、安全を確保するための対策。 就業できなかった日について1日当たり定額を支給 *支給には一定の要件があります。 | 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター | 0120-60-3999 | |

※令和2年5月13日現在の内容で作成しています。今後、国県の政策により追加・変更される場合があります。

2. 事業者支援に向けた新型コロナウイルス対策の支援一覧表（国・県・市）

| 分類 | 内容 | 主な支援 | 問合せ先 | 電話番号 | 所管 |
|---------|--|---|---------------------------------|---|-------|
| 国県－その他 | 持続化給付金 | 感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給。（法人200万円以内、個人事業者等は100万円以内） 中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが前年同月比で50%以上減少している者が対象となる予定。 （国の補正予算成立が前提となります。事業内容が今後変更される場合があります。詳細は決定次第経済産業省HPでお知らせします。） | 中小企業 金融・給付金相談窓口 | 0570-783-183 | 産業振興課 |
| 国県－その他 | その他新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆さまへの支援策 | 上記で紹介した支援策は一部の主なものであり、その他にも多くの支援策が展開されております。詳細は、経済産業省ホームページに掲載されておりますので、 「経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連」 で検索し、ご確認ください。 | 経済産業省HP | 左記に従い、インターネットで検索 | |
| 国県－予防対策 | 食品産業及び農林水産業における新型コロナウイルス感染症対応ガイドラインの制定 | 新型コロナウイルスの感染防止策として、食品産業及び農林水産業に従事している者に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合の、業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたガイドラインを作成しました。 | 農林水産省HP | 「新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応・業務継続に関するガイドライン」で検索 | |
| 国県－相談 | 農業者及び食品事業者向け相談窓口の設置 | 新型コロナウイルス感染症の広がりに係る、農業者や食品事業者からの相談に適切に対応するため相談窓口を設置しました。 | 関東農政局企画調整室 | 048-740-0016 | |
| 国県－その他 | 農業保険（収入保険、農業共済）の保険料等の支払期限延長 | 新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた農業者の方について、農業保険（収入保険、農業共済）の保険料等の支払い期限を延長します。 | 静岡県東部農業共済組合本所 | 055-949-1063 | |
| 国県－その他 | 農林漁業者への資金繰り支援策 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者を対象に、農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の引上げ、実質無利子化、実質無担保等での貸付けを行うなど、必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資します。 | 農協、県信漁連、その他金融機関等（資金により異なる） | 取扱金融機関 | |
| 国県－その他 | 農林水産業災害対策資金（静岡県） | 新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営に影響が発生している農林水産業者に対し、運転資金や生活維持に必要な資金を提供する融資機関に利子補給し、低利の資金を供給することにより、被災農振水産業者の生活維持や経営再建を支援します。 融資利率0.2%以下、融資限度額：運転資金（個人）1千万円、運転資金（法人）2千万円、生活維持資金（個人）3百万円 | 静岡県農業ビジネス課（取扱金融機関：農協、県信漁連、県信農連） | 054-221-2629 | |

※令和2年5月13日現在の内容で作成しています。今後、国県の政策により追加・変更される場合があります。